

(社) 全国農地保有合理化協会
平成21年度事業報告書
(自平成21年4月 至平成22年3月)

◎ はじめに

農業は、総じて農業所得の縮減、農地面積の減少、担い手不足等の状況に直面しており、こうした中で、平成21年9月に政権交代が行われた。そして、新政権の下で、コメの戸別所得補償制度など新しい施策が進められてきた。

また、11月には行政刷新会議における「事業仕分け」に関して、全国農地保有合理化協会の事業が対象となり、基金事業等厳しい評価を受けたところである。

一方、12月には改正農地法等が施行され、新しい農地制度が展開されることになった。

当協会は、上記の状況に適切に対処していくとともに、農地保有合理化支援法人として、事業推進が的確に行われるよう、次の活動を実施した。

第1. 事業に関する事項

1. 新たな農地制度下における合理化事業等の役割の確保と強化のための支援活動

新たな農地政策について情報収集、分析、提供に努めた。特に改正農地法の施行に伴い新たに市町村段階に設置される農地集積円滑化団体と合理化法人との連携・協力が図られるような仕組み作りに向け、その連携・推進手法等の検討について、理事会、前期・後期ブロック会議等において組織的検討を行った。

また、当協会の組織体制について効率的業務執行を図るための見直しを行った。

2. 合理化事業の積極的な実施のための支援活動

合理化事業の積極的な実施のために、次の活動を実施した。

(1) 合理化事業等の積極的かつ効果的な推進のための取組み

① 合理化事業の推進

前期・後期ブロック会議等の各会議において事業推進を図るとともに、都道府県農業公社や他団体の会議に参画し、関係事業の説明等を行い事業推進を図った。

このほか、円滑な事業推進に資するための資料として、「農地保有合理化事業の概要(平成21年度版)」、「農地保有合理化事業等予算関連資料」等を作成・配布した。

② 会議等の開催

合理化事業の積極的かつ効果的取り組みのために、都道府県農業公社部課長会議、前期・後期ブロック会議等を開催した。

合理化事業及び新たな面的集積システムへの対応等について検討するため、合理化推進士による「事業推進検討会議」を開催して新たな事業展開への対応等について検討を行った。また、公益法人制度改革に伴い見直しをした農地保有合理化法人会計基準例の運用状況等について、実施公社等の担当者との意見交換会を開催した。

③ 研修会の開催

都道府県農業公社の役員及び職員を対象として次の研修会を開催した。

ア 役員・幹部職員研修会の開催

都道府県農業公社の役員・幹部職員を対象に東京都内で開催し、農地政策改革及び公益法人制度改革等を主要課題として検討と意見交換を行った。

イ 公社職員を対象とした研修会の開催

都道府県農業公社の実務担当職員等を対象に、合理化事業等に係る実務及び問題対応・処理等の向上を図るために次の研修会を開催した。

- 部課長会議
- 新任職員研修会
- 公益認定制度の移行申請に関する実務研修会
- 経理研修会

④ 市町村段階の合理化法人の活動に対する支援

都道府県農業公社等が主催する市町村段階の合理化法人を対象とした研修会に当協会から職員を派遣し、合理化事業等の説明と積極的な事業推進への働きかけを行った。

また、全国市町村農業公社等協議会と連携して次の支援活動を行った。

ア 市町村農業公社事業推進中央研修会及び現地研修会を開催した。

イ 市町村農業公社に関する情報提供資料として「市町村農業公社の概況」を作成・配布した。

⑤ 畜産的土地利用の推進活動に対する支援

全国公社営畜産事業推進協議会と連携して、粗飼料自給率の向上に関する施策等の推進を行ったほか、飼料増産行動会議等の各種会議において、畜産的土地利用の向上に資する活動を実施した。

⑥ 農地等に関する情報提供

全国農業会議所と共同で運営する農地情報提供システムに登録・提供される農地情報の一層の確保と充実を図るために、都道府県農業公社、市町村農業公社へ情報登録への委託業務等の働きかけを行った。

⑦ 「農地確保・利用支援事業」の普及・啓発

「農地確保・利用支援事業推進検討委員会」を設置し、事業推進等の検討を行うと共にハンドブックを作成し、併せてブロック説明会を行った

⑧ スペシャリスト活動の積極的な実施

協会内にスペシャリストを配置し、合理化事業等の推進、法律・制度、補助事業、税務及び経理処理等に関する諸問題について、適正かつ円滑な処理等が行われるよう、都道府県農業公社、市町村段階の合理化法人及び関係機関・団体からの質疑・照会に応じて指導助言を行った。

(2) 長期保有地の処分に対する支援

長期保有地の早期解消のために、「農地保有合理化緊急売買事業」の活用について、都道府県農業公社部課長会議、前期・後期ブロック会議等において説明と当該事業の積極的な活用と早期の処分促進の要請を行った。

(3) 経営再生支援のための取り組み

農地の買入価格査定第三者委員会を引き続き設置するとともに、経営再生支援事業の一環として農地価格の動向調査、農業経営分析等を行った。

3. 普及・広報活動及び調査研究の実施

(1) 普及・広報活動の実施

合理化事業等の活用を広く啓発普及するため、市町村、農業委員会、農業協同組合等に向けた広報誌「ふぁーむらんど」(年3回)及び普及広報資料として、「合理化事業リーフレット」、「都道府県農業公社の概況」等を発行した。

また、合理化事業等について広く農業者の理解を得るため、新聞等のマスメディアやホームページにおいて情報提供や普及宣伝に努めた。

(2) 調査研究の実施

合理化事業等に関連する農地・農業問題を中心とした研究誌「土地と農業」を発行した。

4. 融資事業、助成事業及び債務保証事業の実施

(1) 融資事業

① 資金の貸付け

平成21年度に、担い手への農地の面的集積を図るため、38 会社に対し、担い手支援資金 162 億 5 百万円を貸付けた。

② 資金の管理・回収

資金の管理・回収に当たっては的確かつ円滑な業務推進に努めることとし、平成21年度の担い手支援資金、長期育成資金、担い手育成資金等の貸付金に係る償還は、177 億 52 百万円であった。

(2) 助成事業

① 農地保有合理化緊急売買促進事業

都道府県農業公社が買い入れ保有する農用地等の担い手への円滑な売渡しを促進するため、長期保有地を時価売渡しするのに要する経費として 14 会社に対し 1 億 9 百万円を助成(対象面積 35.6ha)した。

② 農地保有合理化法人機能強化事業

合理化法人のもつ中間保有機能等を強化することにより、合理化事業を活用した担い手への農地の面的集積を促進するため、都道府県公社の業務運営体制の整備・強化及び財務基盤の強化に要する経費を助成する本事業を引き続き実施し、地方駐在員の設置に要する経費、普及啓発に要する経費、経営転換タイプ事業の実施により保有農用地等について時価売渡しを行うのに要する経費等について、41 会社に対し 2 億 58 百万円を助成した。

③ 農地売買円滑化事業

担い手育成タイプ等の事業により一定期間貸付けを行った後に売り渡す際において、当該貸付期間中の農地価格の下落により当該農用地等の買入価額と売渡価額との間に差額が生じた場合に、一定の要件を満たすことを条件に当該差額の一部を助成する本事業を引き続き実施した。平成21年度の助成実績は 1 会社、67 百万円であった。

(3) 農地保有合理化法人債務保証事業

合理化法人が、合理化事業その他農地保有の合理化に関する事業の実施のために必要な資

金借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を当協会が保証する本事業の普及と円滑な実施に努めた。

5. 関係機関・団体との連携等

全国農業会議所と共同で「田舎の農地利用相談室」において不在地主等からの相談に対応したほか、新規就農相談センター主催の「新・農業人フェア」に参画し、新規就農希望者に対して合理化事業等に関する情報提供を行った。

また、「全国担い手育成総合支援協議会」に参画し、合理化事業等の普及と啓発に努めた。

そのほか、全国公社営畜産事業推進協議会、全国農業公社事業開発推進協議会と密接な連携を図り、公社が行う畜産関係事業、基盤整備事業、公社自主事業等に関連した公社事業の「中央検討会」及び「現地研修会」等を開催し、公社事業の円滑な推進に努めた。